

関係各位

## 海上貨物を対象とする A E O 通関業者に係る申告官署の選択制について

A E O 通関業者による海上貨物に係る申告官署の選択制（以下「本選択制」という。）の事務手続等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

### ・本選択制の利用に際しての手続

#### 1．申出時期

平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

#### 2．本選択制の利用開始、申告先官署の変更、貨物確認実施官署の変更又は利用取止に係る手続（[参考資料参照](#)）

- (1) 本選択制に係る申出は、A E O 通関業者の営業所ごとに、申告官署の選択先にかかわらず、本関業務部通関総括第 1 部門に「申告官署等の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式 1）を提出することにより行ってください（ ）。

当該申出を行うことにより、原則として、その年の 7 月から本選択制を利用することとなります。

現在、本選択制を利用されており、かつ、申告官署及び貨物確認実施官署に変更がない場合には、当該申出を行う必要はありません。ただし、申告官署又は貨物確認実施官署のいずれかを変更される場合には、当該申出を行う必要がありますのでご注意ください。

- (2) 申出書が提出された場合は、提出された申出書の内容を確認したうえで、「申告官署等の指定通知書（新規・変更・取止）」（別紙様式 2）を税関から交付します。

#### 3．対象手続等に係る留意事項

##### (1) 輸出・輸入別の選択

一の通関営業所において、輸出申告（積戻し申告等を含む。）又は輸入申告（蔵入承認申請等を含む。）のいずれか一方のみについて、本選択制を利用することは可能です。

##### (2) 輸出・輸入別に選択する場合の利用条件及び申出方法

輸出申告又は輸入申告のいずれか一方のみについて本選択制を利用する場合、輸出・輸入別に NACCS 利用者コードを所有していることが利用条件となります。

この場合、申告官署等の選択の申出書（新規・変更・取止）の「2．営業所の利用者コード」欄に、輸出申告又は輸入申告のいずれかで使用する NACCS 利用者コードのみを記載の上、提出願います。

#### 4 . A E O通関業者の認定が失効した場合の取扱い

本選択制を利用しているA E O通関業者について、関税法第 79 条の 4 第 1 項 認定の失効の規定によりA E O通関業者の認定が失効した場合は、申告官署の指定を取り消し、本選択制の利用を停止します。

その場合、「申告官署の指定取消通知書」(別紙様式 3 ) により申告官署の指定の取消し及び本選択制の利用停止日を通知します。

#### ・本選択制の具体的内容(従来から変更なし)

##### 1 . 対象官署(官署コード)

本関(1A)、芝浦出張所(1D)、大井出張所(1F)

##### 2 . 対象貨物

対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物(NACCS を利用して貨物管理されている貨物であって、海上の貨物情報を有している貨物に限ります。)

##### 3 . 対象手続

- 輸出申告(積戻し申告を含む)・輸入(納税)申告
- 輸入許可前貨物引取承認申請
- 蔵入承認申請・蔵出輸入申告
- 移入承認申請・移出輸入申告
- 総保入承認申請・総保出輸入申告、展示等申告
- 輸入(引取)申告・特例委託輸入(引取)申告
- 輸入(引取・特例)申告・特例委託輸入(引取・特例)申告
- 特例申告・特例委託特例申告
- 特定輸出申告・特定委託輸出申告
- 予備申告
- 本船扱い承認申請、ふ中扱い承認申請
- 修正申告・更正の請求(輸入許可を行った官署に対して行う。)
- その他これらに類する手続・付随する手続(納期限延長申請等)

##### 4 . 保税関係業務について

保税関係業務は本選択制の対象外です(ただし、輸出申告における併せ運送など対象手続に併せて申請される保税運送承認申請は対象に含みます。)。なお、内容点検通報等の連絡については、従来どおり蔵置場を管轄する官署の保税部門へお願いします。

##### 5 . その他

- ・ 監視部において実施する検査については、貨物の蔵置場所にかかわらず、従来どおり申告官署の監視部各検査部門において検査場所の指定を行うこととなります。
- ・ 夜間及び休日において、本関業務部特別通関部門に申告した貨物に係る貨物確認については、貨物の蔵置場所にかかわらず本関で実施することとなります。

#### 【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第 1 部門

電話：03 - 3599 - 6337

(別紙様式1)

申出番号(税関記入)

平成 年 月 日

申告官署等の選択の申出書(新規・変更・取止)

東京税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

下記営業所について、申告官署等の選択の申出(新規・変更・取止)を行います。

記

営業所名

所在地

責任者氏名

担当者名

電話番号

1. 認定番号及び認定税関

認定番号

Grid for recognition number

認定税関

Field for recognition office

2. 営業所の利用者コード

Grid for user code 1

Grid for user code 2

3. 申告希望官署

Table with columns: 官署名, 官署コード, 備考

4. 貨物確認実施希望官署(希望する官署をチェックしてください)

申告先官署

貨物蔵置官署

(注) 1. 申請は、選択を行う営業所の責任者名で行うことができます。

2. 「営業所の利用者コード」欄は、1の営業所で利用者コードを複数取得している場合には、申し出を行う利用者コードを記載してください。

3. 輸出申告又は輸入申告のいずれか一方のみについて申告官署の選択制を利用する場合には、その旨を「申告希望官署」欄の備考に記載してください。

(別紙様式2)

指定番号

平成 年 月 日

申告官署等の指定通知書(新規・変更・取止)

殿

東京税関長

平成 年 月 日付申告官署等の選択の申出(新規・変更・取止)につ  
いて、下記のとおり 申告官署等を指定し ますので通知します。  
利用の取止を認め

記

1. 営業所の名称、所在地
2. 申告官署
3. 貨物確認実施官署  
(申告先官署 又は 貨物蔵置官署)
4. 申告官署の選択制の利用開始(取止)日  
平成 年 月 日

(別紙様式3)

平成 年 月 日

申告官署の指定取消通知書

殿

東京税関長

平成 年 月 日付指定番号 号により指定した申告官署  
について、下記の理由により取り消し、平成 年 月 日から申告官署  
の選択制の利用を停止しますので、通知します。

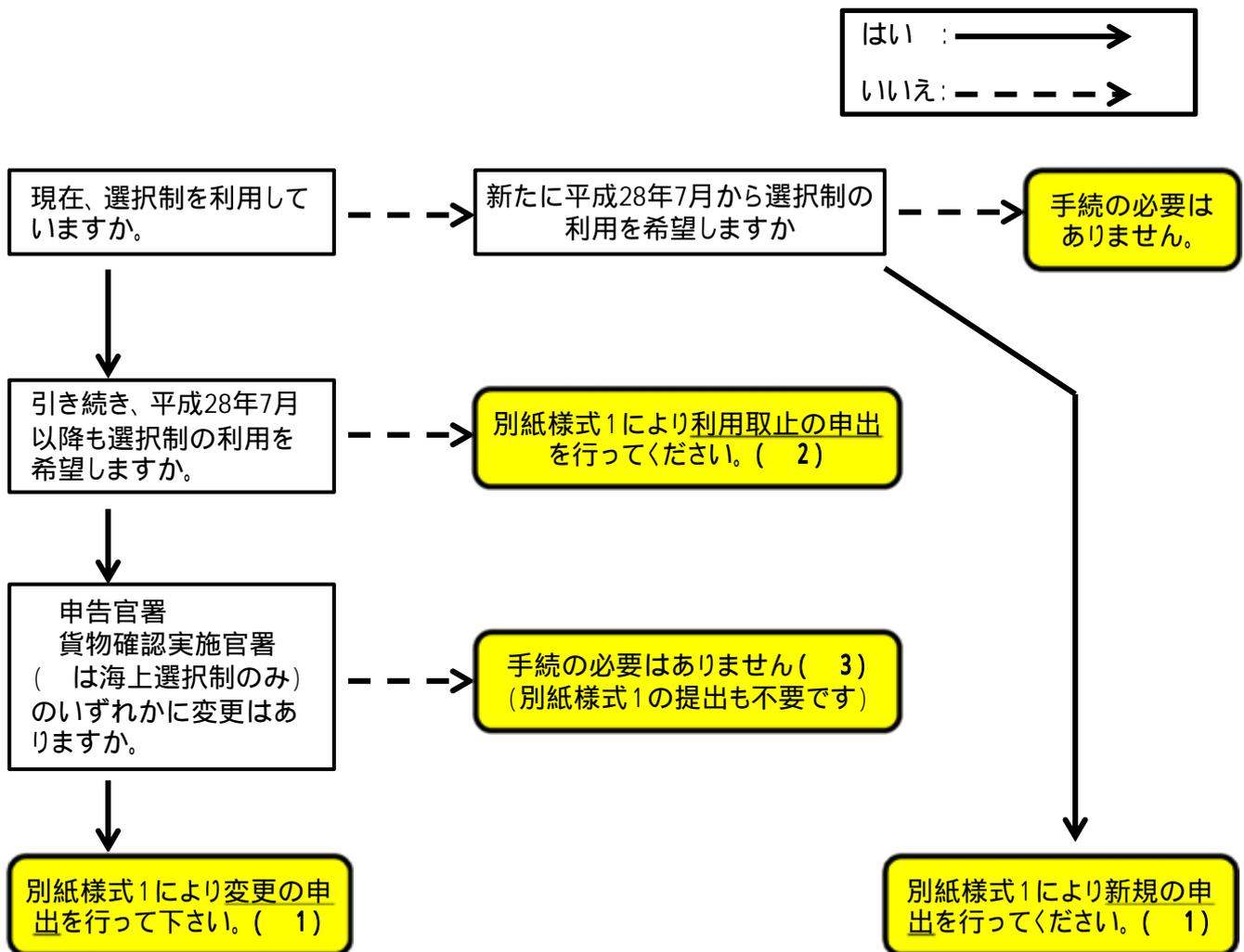
記

1. 営業所の名所、所在地

2. 理由

関税法第79条の4第1項《認定の失効》の規定により認定通関業者の認定が失効したため

(参考資料) AEO通関業者に係る申告官署の選択制の申出の要否



- 1: 「新規の申出」または「変更の申出」を行った場合には、税関が申出書を確認したうえで、「申告官署(等)の指定通知書(新規・変更)」を交付します。これにより、原則として、平成28年7月1日から申告官署の選択制を利用することとなります。
- 2: 「利用取止の申出」を行った場合には、税関が申出書を確認したうえで、「申告官署(等)の指定通知書(取止)」を交付します。これにより、原則として、平成28年7月1日から申告官署の選択制の利用が停止されます。
- 3: 指定通知書の交付はありませんが、平成28年7月1日から引き続き申告官署の選択制を利用することができます(申告官署及び貨物確認実施官署に変更はありません)。

【その他】  
 いずれの申出も、平成28年3月31日までに提出して下さい。

関係各位

航空貨物を対象とする A E O 通関業者に係る申告官署の選択制について

標記の件について、申出等の手続きは、以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

- 1 . 平成 28 年 7 月からの選択制の利用開始、選択官署の変更又は利用取止の申し出の時期  
平成 28 年 3 月 31 日（木）まで
  - 2 . 対象官署（官署コード）  
本関（1A）羽田税関支署（1H）東京航空貨物出張所（1K）成田航空貨物出張所（成航合  
庁（1M）及び南部事務所（16））
  - 3 . 対象貨物  
選択制の対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物（航空貨物に限る）が対象となります。
  - 4 . 対象手続
    - （1）輸出申告（積戻し申告を含む）・輸入（納税）申告（マニフェスト申告を含む。）
    - （2）輸入許可前貨物引取承認申請
    - （3）蔵入承認申請・蔵出輸入申告
    - （4）移入承認申請・移出輸入申告
    - （5）総保入承認申請・総保出輸入申告
    - （6）展示等申告
    - （7）輸入（引取）申告・特例委託輸入（引取）申告
    - （8）輸入（引取・特例）申告・特例委託輸入（引取・特例）申告
    - （9）特例申告・特例委託特例申告
    - （10）特定輸出申告・特定委託輸出申告
    - （11）予備申告
    - （12）修正申告・更正の請求（輸入許可を行った官署に対して行う。）
    - （13）その他これらに類する手続・付随する手続（納期限延長申請等）
- （注）Air - NACCSを利用して手続が行われるものに限ります。ただし、法令等の規定により検査等を要しない貨物（例えば、臨特法第9条に掲げる貨物）、項番1による輸出取止再輸入申告及び積戻し取止申告、項番12及び項番13のマニュアルによる手続きは対象となります。

臨特法・・・「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」

## 5. 選択制の利用開始、選択官署の変更又は利用取止に係る取扱い

- (1) 申告官署の選択に係る申出は、AEO通関業者の営業所ごとに業務部航空総括部門もしくは各官署の通関総括担当部門へ「申告官署の選択の申出書(新規・変更・取止)」(別紙様式1)を提出することにより行ってください。

当該申出を行うことにより、原則として、その年の7月から選択制を利用することができます。

- (2) 申出書が提出された場合は、提出された申出書を審査したうえで、「申告官署の指定通知書(新規・変更・取止)」(別紙様式2)を税関から交付します。

## 6. 対象手続等に係る留意事項

### (1) 輸出・輸入別の選択

一の通関営業所において、輸出申告(積戻し申告等を含む。)又は輸入申告(蔵入承認申請等を含む。)のいずれか一方のみについて、申告官署の選択制を利用することは可能です。

### (2) 輸出・輸入別に選択する場合の利用条件及び申出方法

輸出申告又は輸入申告のいずれか一方のみについて申告官署の選択制を利用する場合、輸出・輸入別にNACCS利用者コードを所有していることが利用条件となります。

この場合、申告官署の選択の申出書(新規・変更・取止)の「2. 営業所の利用者コード」欄に、輸出申告又は輸入申告のいずれかで使用するNACCS利用者コードのみを記載の上、提出願います。

## 7. AEO通関業者の認定が失効した場合の取扱い

選択制を利用しているAEO通関業者について、関税法第79条の4第1項 認定の失効の規定によりAEO通関業者の認定が失効した場合は、申告官署の指定を取り消し、選択制の利用を停止します。

その場合、「申告官署の指定取消通知書」(別紙様式3)により申告官署の指定の取消し及び選択制の利用停止日を通知します。

## 8. 保税関係業務について

保税関係業務は本制度の対象外です(ただし、対象手続に併せて申請される保税運送承認申請は対象に含みます。)。なお、内容点検通報等の連絡については、従来どおり蔵置場を管轄する官署の保税部門へ願います。

## 9. 問い合わせ先

東京税関業務部航空総括部門	03 - 3599 - 6524
東京税関業務部通関総括第5部門	03 - 3599 - 6318
羽田税関支署通関総括第1部門	050 - 5533 - 6981
東京航空貨物出張所通関総括部門	047 - 329 - 0609
成田航空貨物出張所通関総括第1部門	0476 - 32 - 6134
成田航空貨物出張所通関総括第4部門	0476 - 33 - 0561

申出番号

平成 年 月 日

申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）

東京税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

印

下記営業所について、申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）を行います。

記

営業所名

所在地

責任者氏名

担当人名

電話番号

1. 認定番号及び認定税関

(1) 認定番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 認定税関

--

2. 営業所の利用者コード

①


③

②


④

3. 申告希望官署

官 署 名	官署コード	備 考

(注1)「営業所の利用者コード」欄は、1の営業所で利用者コードを複数取得している場合には、申し出を行う利用者コードを記載してください。

(注2) 輸出申告又は輸入申告のいずれか一方のみについて申告官署の選択制を利用する場合は、その旨を備考欄に記載してください。

指定番号

平成 年 月 日

申告官署の指定通知書(新規・変更・取止)

殿

東京税関長

平成 年 月 日付申告官署の選択の申出(新規・変更・取止)に  
ついて、下記のとおり 申告官署を指定し ますので通知します。  
利用を取り止め

記

1. 営業所の名称、所在地
2. 申告官署
3. 申告官署の選択制の利用開始(取止)日  
平成 年 月 日

平成 年 月 日

申告官署の指定取消通知書

殿

東京税関長

平成 年 月 日付指定番号 号により指定した申告官署  
について、下記の理由により取り消し、平成 年 月 日から申告官署  
の選択制の利用を停止しますので、通知します。

記

1. 営業所の名所、所在地

2. 理由

関税法第79条の4第1項《認定の失効》の規定により認定通関業者の認定が失効したため